



千葉県県生文指令第1512号

館山市川名656番地

特定非営利活動法人安房の海を守り育む会

理事長 福原 一

令和2年11月13日に申請のあった特定非営利活動法人安房の海を守り育む会の認定については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第45条第1項の規定により認定する。

認定の有効期間は、令和3年2月25日から令和8年2月24日までとする。

令和3年2月25日

千葉県知事

鈴木 栄 治

